

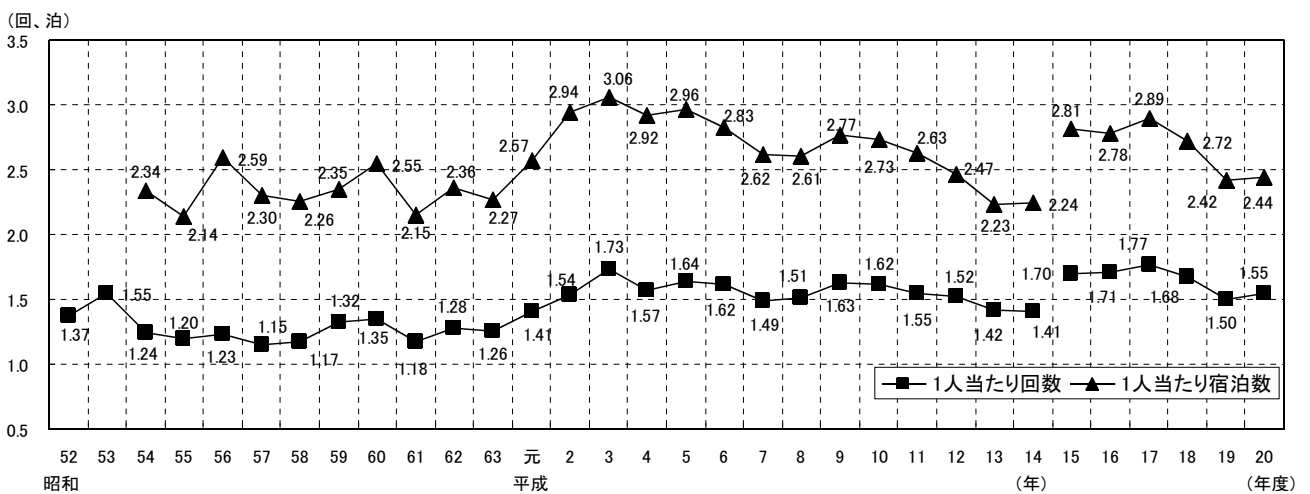
## 国内観光旅行税制の創設（所得税）

観光立国の実現を通じた地域経済の活性化や雇用機会の増大等により我が国の成長力を強化するため、昨今の世界的な経済危機の影響等から国民の旅行需要が急速に減退する中、国内観光旅行の安全・円滑化等を図りつつ国民の国内観光旅行需要を拡大するための法制度を整備するとともに、これに対応して、一定の旅行に参加する者を対象に、旅行費用の一部に対する所得税の特例措置を創設する。

<政策の目標>

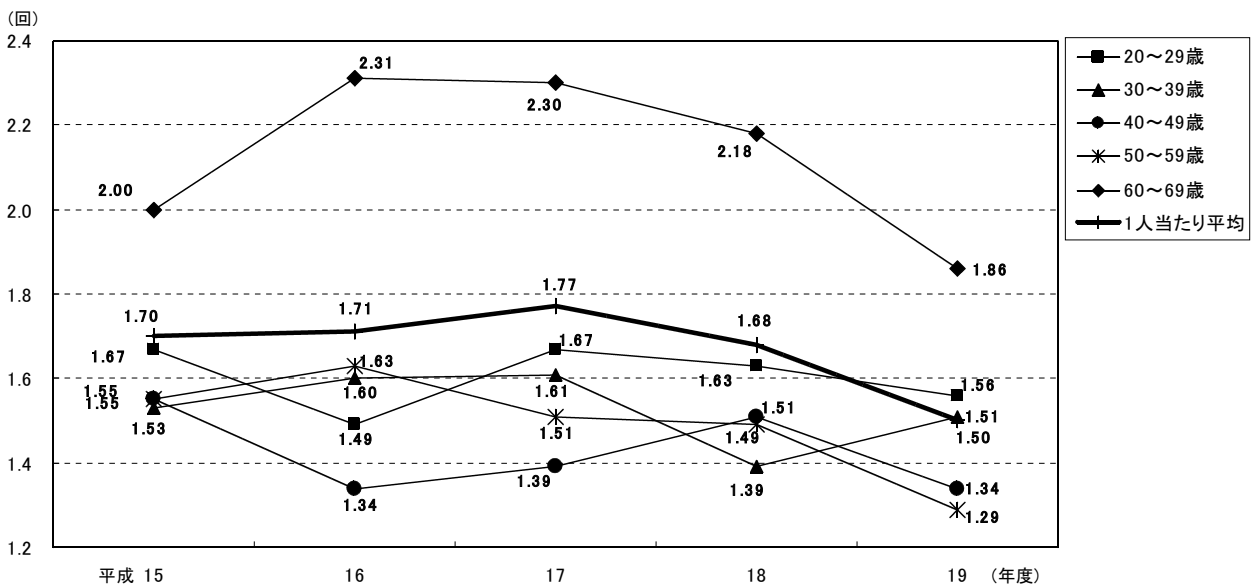
1人当たり国内宿泊観光旅行回数 1.5回（H19年度）→3回（H26年度）

### 【国内宿泊観光旅行回数及び宿泊数の推移】



- (注) 1 観光庁作成。  
 2 平成15年度から調査手法を変更し、国の承認統計として実施している「旅行・観光消費動向調査」の数値を採用しているため、それ以前との単純比較はできない。  
 3 暫定値とは、平成20年度4～12月の3四半期の集計結果を基に、平成20年度の年間量を推計したものである。

### 【国内宿泊観光旅行回数の推移（年代別）】



(注) 国土交通省観光庁「旅行・観光消費動向調査」による。

## 国際競争力のある観光地の形成の促進に資する特例措置の延長

国際競争力のある観光地の形成を図るためには、観光資源の保全・活用が重要であることから、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）」の規定に基づき設置される協議会の構成員（公益社団法人又は公益財団法人に限る。）が取得する観光関連施設に係る特例措置を延長する。

- 対象施設：観光資源として重要な「登録有形文化財等である家屋又は当該家屋の敷地の用に供されている土地」
- 特例内容：上記対象施設を取得する際に課税される不動産取得税について、課税標準を1/2控除

### 税制特例の対象イメージ(例)

○観光資源として重要な文化財である土地家屋の保全・活用



不動産取得税  
課税標準額の1/2

### 【参考】

- 対象主体
  - ・観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第5条第1項の規定により組織される協議会の構成員であって同条第2項第2号に掲げる者のうち公益社団法人又は公益財団法人に限る。
  - ・なお、民法第34条に規定する法人で「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第106条による移行登記を行わない限りは、公益社団法人又は公益財団法人としてみなし、税制の特例を適用（平成25年12月1日まで）。
- 対象施設
  - ・文化財保護法の規定によって重要文化財、国宝、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物若しくは特別史跡名勝天然記念物として指定された家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地。
  - ・同法第58条第1項に規定する登録有形文化財、同法第90条第3項に規定する登録有形民俗文化財若しくは同法133条に規定する登録記念物である家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地。
  - ・同法144条第1項に規定する重要伝統的建造物群保存地区の区域内にある家屋で政令で定めるもの若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地。
  - ・旧重要美術品等の保存に関する法律第2条第1項の規定により認定された家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地。
- 特例内容
  - ・上記家屋又は土地を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除。